

令和8年3月5日宣告

令和7年(わ)第26号 邸宅侵入、強盗致傷被告事件

主 文

被告人を懲役6年に処する。

未決勾留日数中230日をその刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、金品を強取しようと考え、平成22年2月28日午後7時30分頃、福岡市(住所省略)のマンション「A」の当時の管理組合理事長Bが看守する同マンション内に、C(当時61歳)に追従して1階オートロック式ドアから侵入し、同日午後7時31分頃、同所に設置されたエレベーター内において、同人に対し、その後方からその両肩を手でつかんで引き寄せ、その口を手で塞ぎ、ガムテープを巻き付け、その首元に腕を回すなどして押さえ込み、その顔面をげん骨で数回殴り、その頭部等をエレベーターの壁等に打ち付けさせるなどの暴行を加えて、その反抗を抑圧し、同人管理の現金約16万8550円及び財布等8点在中のショルダーバッグ1点(時価合計約3万2300円相当)を強取し、その際、前記一連の暴行により、同人に加療約7日間を要する全身打撲、頭部打撲及び顔面打撲の傷害を負わせた。

(証拠の標目)

省略

(事実認定の補足説明)

1 本件の争点及び当裁判所の判断

本件の争点は、被告人が判示の強盗致傷事件(以下「本件」という。)の犯人と認められるかである。検察官は、①犯人が遺留したニット帽から採取した微物と被告人の各DNA型が一致したことに加え、②顔貌鑑定の結果、さらに、③本件発生時頃、金に困っていた被告人が、本件翌日に被害現金と矛盾しない金額を自

己名義口座に入出金し、資金洗浄と考えられる行為をしたこと、④本件前にパチンコ店駐車場から出庫した被害者使用車両を被告人が追跡したことを指摘して、被告人が本件犯人と認められる旨主張するのに対し、弁護人は、それぞれ証明力等を争っている。

当裁判所は、①及び②から被告人が本件犯人と認められると判断したため、以下その理由を補足して説明する。

(なお、③については、平成22年当時、被告人は口座だけでなく現金を手持ちで管理していた旨供述しており、被告人の述べる当時の就労状況等からすれば、同供述を直ちに排斥はできないから、本件時の被告人名義口座残高が僅少であることを踏まえても、被告人が本件発生時、経済的に困窮していたとまでは認められない。そして、検察官が指摘するとおり、被告人が本件翌日に被害現金と矛盾しない金額を自己名義口座において不自然に入出金したことは認められるものの、他にも同様の不自然な入出金が認められることや、被告人の当時の経済状況が必ずしも明確ではないことも踏まえると、本件翌日の入出金をもって被害現金についての資金洗浄行為と認めるには合理的な疑いが残る。結局、本件に関係しない金銭による入出金である可能性は十分にあり、③は被告人が犯人であることを推認し得ない。)

(④については、関係証拠によれば、本件直前の平成22年2月28日午後7時頃、被害者が乗車する車両が、パチンコ店駐車場から出庫し、その際、これを追従する自動車(以下「本件自動車」という。)があり、その車種がホンダZ型式PA-1と認められ、また、被告人が、本件当時、ホンダZ型式PA-1を使用していたことも認められる。しかし、ホンダZ型式PA-1は、本件当時、福岡県下で3968件の登録があったことが認められ、その数は相応に多く、本件自動車を被告人以外の者が使用している可能性はある上、そもそも同パチンコ店を出庫して以降の被害者使用車両及び本件自動車の動きも明らかではない。被告人が被害者使用車両を追跡したとは認められない。)

2 ①（犯人が遺留したニット帽から採取した微物と被告人の各DNA型が一致したこと）について

(1) 定められた手順に従うなどして慎重に行われたという具体的で合理的な内容等から信用性の高い証人D、同E及び同Fの各供述を含む関係証拠によれば、以下の事実が認められる。

犯人は、ニット帽（以下「本件ニット帽」という。）及びマスクを着用して本件犯行に及んだところ、抵抗する被害者にはぎ取られて本件現場に遺留された本件ニット帽について、捜査官は、平成22年3月2日、その内側全体を綿棒で擦り、同内側付着の微物を採取した。同綿棒は、同月4日、科学捜査研究所に持ち込まれ、同微物のDNA型鑑定（16ローカス（座位）を検査するもの。以下「平成22年鑑定」という。）が行われ、DNA型が検出された。

取り調べられた全証拠を見ても、同採取から平成22年鑑定に至る過程において、資料の汚染や取り違いが生じたとの疑いは存しない（関係証拠によれば、平成22年当時、捜査機関は同DNA型に合致する人物について未把握であったことが認められ、捜査官等が殊更事実と異なる鑑定結果作出に向けた行動を取る可能性は想起し難い。）。そして、平成22年鑑定は、2名の鑑定人が、それぞれ独立して鑑定を行い、その結果が一致したことを前提に判定されたものであることを踏まえると、平成22年鑑定の結果については優に信用できる。

(2) そして、関係証拠によれば、令和4年に別件の捜査過程で被告人のDNA型鑑定（24ローカス（座位）を検査するもの。以下「被告人鑑定」という。）が行われ、そのDNA型は、平成22年鑑定で検出されたDNA型と16ローカス（座位）全てにおいて一致したことが認められる。

平成22年鑑定と被告人鑑定とは異なるキットが使用されているものの、DNA型鑑定の専門家である証人Gは、両キットに互換性があるとした上で、平成22年鑑定のエレクトロフェログラム（DNA型を識別・判定するためのグラフ）等を基に、同鑑定で検出されたDNA型について、1人分のDNA型

であり、各ローカス（座位）の尤度比を計算し、すべてを掛け合わせて算出した値からすると、被告人のDNA型のうちの16ローカス（座位）での一致であっても、平成22年鑑定のDNA型は被告人に由来すると認められる旨供述する。

G証人は、DNA型鑑定に関する豊富な研究歴を有し、その専門性の高さ、客観的資料に基づく供述内容の具体性・合理性に照らすと、その供述は十分信用することができる。

- (3) この点、弁護人は、令和5年に平成22年鑑定の資料の残り及び再度本件ニット帽の9か所から採取した9点の微物を資料とするDNA型鑑定（以下、これら10点の鑑定を総称して「令和5年鑑定」という。）が行われたものの、多くのローカス（座位）が不詳又は不検出であったり、DNA型を言及できなかつたりといった結果となっており、いずれも平成22年鑑定の結果と不一致であるから、平成22年鑑定の正しさは証明されておらず、これを有罪の認定に使うことは許されないなどと主張する。

確かに、令和5年鑑定の結果については、弁護人の主張のとおりと認められるものの、その不一致から平成22年鑑定の信用性が揺らぐとはいえない。すなわち、G証人は、令和5年鑑定について、資料が劣化したことでDNAが分解されていたり、DNA量が不十分であったりしたため、適正な手順に従ってDNA型鑑定をしても適正な検査結果を得ることができなかつたと考えられるほか、一部の資料については、汚染が生じた又は元々犯人以外のDNAが付着し得る場所である本件ニット帽の外側から採取されたことにより、平成22年鑑定と異なる結果となった可能性がある旨供述する。G証人の同供述は、令和5年鑑定のエレクトロフェログラム等に基づく具体的なものである。また、対象となった資料はヒト由来の微物と認められ、いわば生ものであるから、本件発生から令和5年鑑定まで約13年という長い時間の経過で劣化するという説明は納得のいくものであり、その余の説明も合理的である。したがって、同供

述も信用でき、令和5年鑑定結果の存在により平成22年鑑定結果に疑いは生じない。平成22年鑑定については、前記のとおり、2名の鑑定人が、それぞれ独立して鑑定を行い、その結果が一致したことを前提に判定されたものであることなどを踏まえると、弁護人の平成22年鑑定に関するその余の主張を見ても、再鑑定しなければ信用性が疑われるような事情はなく、弁護人の主張は採用できない。

- (4) そこで、平成22年鑑定のDNA型が被告人に由来する事実の意味について検討すると、同事実は、被告人が犯人であることを強く推認するといえる。

すなわち、犯人は、本件ニット帽を通常の着用方法により身に着けていることから（本件現場エレベーター内の防犯カメラ映像上、犯人が着用している本件ニット帽に、その裏側に付された白色のタグ（甲57資料2）は認められないから、犯人は本件ニット帽を裏表逆にすることなく着用していたと認められる。）、その内側と犯人の皮膚の接地面は大きく、本件ニット帽から平成22年に採取された微物が本件ニット帽の内側全体から採取されていることに照らすと、同微物は、犯人由来のものとするのが合理的である。

この点、弁護人は、被告人以外の人物（真犯人）が本件時に本件ニット帽を着用していたが、被告人が本件前にこれに触れる又は着用するなどしていた可能性を指摘する。しかし、被告人の供述等を見ても、そのような可能性を具体的に想起させる事情は存しない上、仮に触れる又は着用するなどの状況があれば、同人物と被告人のDNA型が混合した鑑定結果となる、あるいは、同人物のDNA型のみが検出されるのが自然であり、信用できるG証人も、同人物が特殊な対策を取らなければ被告人のDNA型だけが検出されるということは考え難い旨供述している。本件ニット帽が現場に遺留されたのは、被害者の抵抗が功を奏したという偶然の結果であることがうかがわれる上、同防犯カメラ映像等の証拠によっても、犯人が本件ニット帽の内側から自身のDNA型のみが検出されないように工作した形跡は見当たらず、本件犯行態様に照らすと、そ

ここまで綿密な準備の下に行われた事案とも考え難い。そうすると、被告人以外の人物が本件時に本件ニット帽を着用していたという合理的疑いはない。本件ニット帽から平成22年に採取された微物が被告人に由来するという事実から、被告人が本件ニット帽を本件時に着用していたこと、すなわち、被告人が本件犯人であることが強く推認される。

3 ②（顔貌鑑定の結果）について

証人Hは、本件現場マンションに設置されていた防犯カメラ映像、平成24年、令和元年及び令和4年の被告人の写真画像並びに被告人の顔貌の3D画像データなどを基に顔貌鑑定やアバター鑑定を行い、同防犯カメラ映像に映る犯人と被告人は同一人の可能性が高い旨供述（以下「H鑑定」という。）する。

H鑑定は、形態学的検査、人類学的検査及びスーパーインポーズ検査の3つの手法を用いて相互に補いながら分析しており、相応に科学的な考証として一定の信用性を認めることができ、弁護人が種々指摘する点を踏まえて検討しても、少なくとも犯人と被告人の各顔貌等の中に矛盾はないと認められる。同防犯カメラ映像の画像の荒さや、H鑑定による犯人の特徴所見につき明確には把握が困難な部分があったり、DNA型鑑定と異なり特徴の出現頻度も判然とせず個人識別の程度には自ずと限界があるはずのところ、その累積評価の基準も曖昧であったりすることから、H鑑定がいう犯人と被告人は同一人の可能性が高いという結論まで採り得るかは慎重な判断を要するが、少なくとも、犯人と被告人との間に一定の類似性・整合性を認めることができる。

②のみから被告人が本件犯人ということは困難であるものの、前記のとおり、本件ニット帽から平成22年に採取された微物が被告人に由来することから、被告人が犯人であることが強く推認される中、顔貌鑑定の結果、本件現場エレベーター内の防犯カメラ映像に映った犯人が被告人であることと矛盾せず（被告人が犯人であるとする、およそ人違いといった結論を導く具体的な事情は見出せない。）、一定の類似性・整合性があることは同推認に符合し、補強するといえる。

4 弁護人主張の事実について

これに対し、弁護人は、被害者の身体及び着衣並びに本件現場エレベーターの操作パネルから被告人のDNA型が検出されなかったことや、同エレベーター内から被告人の指掌紋及び遺留足跡が認められなかったことをもって、被告人が犯人でないことの一つの根拠とする。

しかし、本件現場エレベーター内の防犯カメラ映像によると、犯人は手袋をしており、指掌紋が残らない方が自然であるほか、本件現場の状況等からすれば、その余の痕跡も必ずしも残るものではなく、信用できるD証人も同趣旨の供述をしている。弁護人の主張する上記事実は、被告人が犯人であることについて合理的疑いを生じさせるものとはいえない。

5 結論

以上のとおり、①は被告人が本件犯人でなければ説明がつかない事情であり、これにより被告人は本件犯人と強く推認され、②による補強もある中、弁護人が種々主張するところを踏まえて検討しても被告人が犯人であることについて合理的な疑いは存しない。以上の次第で、被告人が本件犯人であると認めた。

(法令の適用)

省略

(量刑の理由)

同種事案(単独犯、強盗は既遂、同一又は同種の罪1件、傷害の程度2週間以内、被害額10万円～100万円。なお、検察官が論告において引用した量刑グラフは、傷害の程度が2週間を超えるものも含んでおり、同量刑グラフとは異なる。)の量刑傾向を参照して検討すると、被告人は、比較的高齢の女性で、自身よりも体力の劣る被害者を狙って、同人にとって安全であるべきオートロック式マンション内に侵入した上、密室のエレベーター内で本件犯行に及んでいる。暴行に及んだ時間は約6分間と相応に長く、被害者が携帯していたショルダーバッグの肩紐をペーパーナイフ様のもので切ってまでその所持金品を奪っており、執拗である。また、被害者

の負った傷害結果や財産的被害は軽いものではない。被告人は、犯人ではない旨弁解するため、動機等はずまびらかになっていないものの酌むべき事情や反省の情はうかがわれず、厳しい非難を免れない。以上によれば、被告人の刑事責任は重いが、ガムテープ等を用いて本件犯行に及んでいるとはいえ、さほど用意周到とまでは言い難い犯行態様等に照らすと、本件は同種事案の中で中程度のものとして位置づけられるべきである。その上で、被告人に前科がないことなどを考慮すると、被告人に対し、主文の刑を科すのが相当と判断した。

(求刑—懲役7年)

令和8年3月5日

福岡地方裁判所第3刑事部

裁判長裁判官	森	喜	史
裁判官	菅	原	光
裁判官	高	橋	宏